

小規模音楽会場における新型コロナウイルス、及び、感染症対策ガイドライン

定義

1、キャパシティ

立見250程度まで着席150程度までの収容人数会場を『小規模音楽会場』と呼びます。

2、小規模音楽会場の定義

小規模音楽会場には、世間一般で「ライブハウス、ライブバー、ライブレストラン、クラシックホール、クラシックサロン」と呼ばれる会場が含まれます。多目的ホールや飲食の売り上げがメインのお店であっても、自主申告によってこの名称をご利用いただけます。

3、クラブ

深夜の営業を主とした『クラブ』に関しては、小規模音楽会場に含みません。歌唱や演奏が行われることもありますが、施設や文化の主な目的が踊ることに端を発していることが大きな理由です。また、主な営業時間が深夜になる為、営業許可の種類が小規模音楽会場と違っているのも理由です。

※全ての基準は随時見直しを行っていきます。

ガイドラインの目的

私共は『新しい日常』という言葉は原則使用致しません。

使用する言葉は『警戒レベル』であり、この言葉の意味は「感染症等拡大時の警戒レベルに応じたガイドラインによる速やかな対応策」です。

理論的、科学的な理由や根拠もなく表現の自由を拘束する取り決めは拒否します。

しかしその表現が健康に被害をもたらしたり医療崩壊の可能性が高くなった場合、率先して速やかにこの対策をとります。

2020年5月28日
日本音楽会場協会

